

京王パスポート VISA カード ポイント特約

改定日 2021 年 11 月 1 日

第 1 条（特約の対象）

- 1 株式会社京王パスポートクラブ（以下「パスポートクラブ」という）と三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）が提携し、所定の方法で発行するカードについて、カードの種類にかかわらず総称を「京王パスポート VISA カード」とします。
- 2.京王パスポート VISA カード ポイント特約（以下「本特約」という）は、京王パスポート VISA カードの会員のみ適用されるポイント特約です。

第 2 条（合算ポイント）

- 1.ポイントの積立は本会員と家族会員を合算して行い、ポイント残高も合算されます。
- 2.家族で合算となるため、本会員と家族会員の入会月に相違がある場合、当社の定めるところにより、本会員または家族会員のポイントの積立期間が変更となる場合があります。
- 3.合算できる家族会員は、本会員を含め 5 名様までです。
- 4.合算されたポイントの本会員・家族会員によるポイント利用について当社は一切の責任を負いません。

第 3 条（本特約の変更等）

- 1.当社は、本特約の内容を予告なく変更または廃止することがあります。この場合において、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとし、また、加盟店、当社および委託元は一切の責任を負いません。
- 2.本特約の内容を変更・中断または廃止する場合、会員への送付物または当社ホームページ等でお知らせいたします。

第 4 条（特約の優先）

- 1.本特約の内容と京王グループ共通ポイントサービス規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については京王グループ共通ポイントサービス規約を適用するものとします。

お問い合わせ

本規約に関するお問い合わせは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

株式会社 京王パスポートクラブ コールセンター

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-2-2

電話番号 03-3375-5550（代表）

（2021 年 11 月改定）